

第1819号  
令和5年8月1日発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

# 裁判所時報

## (目次)

### ◎裁判例

1

(民事)

- 生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法86条の規定による行政措置の要求を認められないとした人事院の判定が違法とされた事例

(令和3年(行ヒ)第285号・令和5年7月11日 第三小法廷判決 一部破棄自判、一部棄却)

### ◎最高裁判所判例要旨

7

(民事)

- 墓地、埋葬等に関する法律10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営等に係る許可の取消訴訟と納骨堂の周辺住民の原告適格

(令和4年(行ヒ)第150号・令和5年5月9日 第三小法廷判決 捜却)

- 1 遺言執行者は、共同相続人の相続分を指定する旨の遺言を根拠として、平成30年法律第72号の施行日前に開始した相続に係る相続財産である不動産についてされた所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えの原告適格を有するか
- 2 相続財産の全部又は一部を包括遺贈する旨の遺言がされた場合における、上記の包括遺贈が効力を生じてからその執行がされるまでの間に包括受遺者以外の者に対してされた不動産の所有権移転登記の抹消登記手続又は一部抹消(更正)登記手続を求める訴えと遺言執行者の原告適格
- 3 複数の包括遺贈のうちの一つがその効力を生ぜず、又は放棄によってその効力を失った場合における、その効力を有しない包括遺贈につき包括受遺者が受けるべきであったものの帰すう

(令和4年(受)第540号・令和5年5月19日 第二小法廷判決 一部破棄自判、一部棄却)

### ◎最高裁判所裁判例要旨

8

(民事)

- 婚姻費用分担審判において、夫とその妻が婚姻後に出産し戸籍上夫婦の嫡出子とされている子であって民法772条による嫡出の推定を受けないものとの間の父子関係の存否を審理判断することなく、夫の上記子に対する上記父子関係に基づく扶養義務を認めた原審の判断に違法があるとされた事例

(令和4年(許)第17号・令和5年5月17日 第二小法廷決定 破棄自判)

- 会社法144条2項に基づく譲渡制限株式の売買価格の決定の手続において裁判所が上記売買価格を定める場合に、DCF法によって算定された上記譲渡制限株式の評価額から非流動性ディスカウント(非上場会社の株式には市場性がないことを理由とする減価)を行うことができるとされた事例

(令和4年(許)第8号・令和5年5月24日 第三小法廷決定 捜却)

## ◎記事

9

●叙位・叙勲（5月分、死亡者のみ）

●人事異動（7月5日～7月17日）

## ◎法律等

10

●刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律について

●性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律について



## 裁判例

## 民事

◎生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法86条の規定による行政措置の要求を認められないとした人事院の判定が違法とされた事例

件名 行政措置要求判定取消、国家賠償請求事件

最高裁判所令和3年（行ヒ）第285号

令和5年7月11日 第三小法廷判決

一部破棄自判、一部棄却

上告人 X

被上告人 国

原 審 東京高等裁判所

## 主 文

- 原判決中、人事院がした判定のうちトイレの使用に係る部分の取消請求に関する部分を破棄し、同部分につき被上告人の控訴を棄却する。
- 上告人のその余の上告を棄却する。
- 訴訟の総費用は、これを10分し、その1を被上告人の負担とし、その余を上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人山下敏雅ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除された部分を除く。）について

1 本件は、一般職の国家公務員であり、性同一性障害である旨の医師の診断を受けている上告人が、国家公務員法86条の規定により、人事院に対し、職場のトイレの使用等に係る行政措置の要求をしたところ、いずれの要求も認められない旨の判定（以下「本件判定」という。）を受けたことから、被上告人を相手に、本件判定の取消し等を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 国家公務員法86条は、職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関し、人事院に対して、人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求することができる旨を規定し、同法87条は、上記の要求のあったときは、人事院は、必要と認める調査、口頭

審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、かつ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない旨を規定する。

(2)ア 上告人（昭和▲▲年生まれ）は、平成▲年4月、《略》として採用され、同16年5月以降、経済産業省の同一の部署で勤務している。

上記部署の執務室がある庁舎（以下「本件庁舎」という。）には、男女別のトイレが各階に3か所ずつ設置されている。なお、男女共用の多目的トイレは、上記執務室がある階（以下「本件執務階」という。）には設置されていないが、《略》複数の階に設置されている。

イ 上告人は、生物学的な性別は男性であるが、幼少の頃からこのことに強い違和感を抱いていた。上告人は、平成10年頃から女性ホルモンの投与を受けるようになり、同11年頃には性同一性障害である旨の医師の診断を受けた。そして、上告人は、平成18年頃までに、《略》を受けるなどし、同20年頃から女性として私生活を送るようになった。

また、上告人は、平成22年3月頃までは、血液中における男性ホルモンの量が同年代の男性の基準値の下限を大きく下回っており、性衝動に基づく性暴力の可能性が低いと判断される旨の医師の診断を受けていた。なお、上告人は、健康上の理由から性別適合手術を受けていない。

(3)ア 上告人は、平成21年7月、上司に対し、自らの性同一性障害について伝え、同年10月、経済産業省の担当職員に対し、女性の服装での勤務や女性トイレの使用等についての要望を伝えた。これらを受け、平成22年7月14日、経済産業省において、上告人の了承を得て、上告人が勤務する部署の職員に対し、上告人の性同一性障害について説明する会（以下「本件説明会」という。）が開かれた。担当職員は、本件説明会において、上告人が退席した後、上告人が本件庁舎の女性トイレを使用することについて意見を求めたところ、本件執務階の女性トイレを使用することについては、数名の女性職員がその態度から違和感を抱いているように見えた。そこで、担当職員は、上告人が本件執務階の一つ上の階の女性トイレを使用することについて意見を求めたところ、女性職員1名が日常的に当該女性トイレも使用している旨を述べた。

イ 本件説明会におけるやり取りを踏まえ、経済産業省において、上告人に對し、本件庁舎のうち本件執務階とその上下の階の女性トイレの使用を認めず、それ以外の階の女性トイレの使用を認める旨の処遇（以下「本件処遇」という。）を実施することとされた。

上告人は、本件説明会の翌週から女性の服装等で勤

務し、主に本件執務階から2階離れた階の女性トイレを使用するようになったが、それにより他の職員との間でトラブルが生じたことはない。

また、上告人は、平成23年▲月、家庭裁判所の許可を得て名を現在のものに変更し、同年6月からは、職場においてその名を使用するようになった。

(4) 上告人は、平成25年12月27日付けで、国家公務員法86条の規定により、職場の女性トイレを自由に使用させることを含め、原則として女性職員と同等の待遇を行うこと等を内容とする行政措置の要求をしたところ、人事院は、同27年5月29日付けで、いずれの要求も認められない旨の判定(本件判定。以下、本件判定のうち上記のトイレの使用に係る要求に関する部分を「本件判定部分」という。)をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件判定部分の取消請求を棄却した。

経済産業省において、本件待遇を実施し、それを維持していたことは、上告人を含む全職員にとっての適切な職場環境を構築する責任を果たすための対応であったというべきであるから、本件判定部分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいはず、違法であるということはできない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 国家公務員法86条の規定による行政措置の要求に対する人事院の判定においては、広範にわたる職員の勤務条件について、一般国民及び関係者の公平並びに職員の能率の発揮及び増進という見地から、人事行政や職員の勤務等の実情に即した専門的な判断が求められるのである(同法71条、87条)、その判断は人事院の裁量に委ねられているものと解される。したがって、上記判定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に違法となると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、本件待遇は、経済産業省において、本件庁舎内のトイレの使用に関し、上告人を含む職員の服務環境の適正を確保する見地からの調整を図ろうとしたものであるということができる。

そして、上告人は、性同一性障害である旨の医師の診断を受けているところ、本件待遇の下において、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、本件執務階から離れた階の女性トイレ等を使用せざるを得ないのであり、日常的に相応の不利益を受けているということができる。

一方、上告人は、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与や《略》を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可

能性は低い旨の医師の診断も受けている。現に、上告人が本件説明会の後、女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない。また、本件説明会においては、上告人が本件執務階の女性トイレを使用することについて、担当職員から数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない。さらに、本件説明会から本件判定に至るまでの約4年10か月の間に、上告人による本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件待遇の見直しが検討されたこともうかがわれない。

以上によれば、遅くとも本件判定時においては、上告人が本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されてもいなかつたのであり、上告人に対し、本件待遇による上記のような不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかつたというべきである。そうすると、本件判定部分に係る人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人の不利益を不当に軽視するものであつて、関係者の公平並びに上告人を含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかつたものとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない。

(3) したがって、本件判定部分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるといふべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、本件判定部分の取消請求に関する部分は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、上記請求は理由があり、これを認容した第1審判決は正当であるから、上記部分につき被上告人の控訴を棄却すべきである。

なお、上告人のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宇賀克也、同長嶺安政、同渡邊惠理子、同林道晴、同今崎幸彦の各補足意見がある。

**裁判官宇賀克也の補足意見**は次のとおりである。

1 本件で第1審と原審とで判断が分かれたのは、①上告人が女性ホルモンの投与や《略》等により女性として認識される度合いが高いことがうかがわれ、その名も女性に一般的なものに変更されたM t F (Male to Female) のトランスジェンダーであるものの、戸籍

上はなお男性であるところ、このような状態にあるトランスジェンダーが自己の性自認に基づいて社会生活を送る利益をどの程度、重要な法的利として位置付けるかについての認識の相違、及び②上告人がそのような状態にあるトランスジェンダーであることを知る同僚の女性職員が上告人と同じ女性トイレを使用することに対する違和感・羞恥心等をどの程度重視するかについての認識の相違によるのではないかと思われる。

2 本件を検討するに当たって、上告人が戸籍上はなお男性であることをどのように評価するかが問題になる。本件で、経済産業省は、上告人が戸籍上も女性になれば、トイレの使用についても他の女性職員と同じ扱いをするとの方針であったことがうかがわれるが、現行の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の下では、上告人が戸籍上の性別を変更するためには、性別適合手術を行う必要がある。これに関する規定の合憲性について議論があることは周知のとおりであるが、その点は措くとして、性別適合手術は、身体への侵襲が避けられず、生命及び健康への危険を伴うものであり、経済的負担も大きく、また、体质等により受けとくことができない者もいるので、これを受けていない場合であっても、可能な限り、本人の性自認を尊重する対応をとるべきといえる。本件においても、上告人は、当面、性別適合手術を受けることができない健康上の理由があったというのであり、性別適合手術を受けておらず、戸籍上はなお男性であっても、経済産業省には、自らの性自認に基づいて社会生活を送る利益をできる限り尊重した対応をとることが求められていたといえる。

3 経済産業省は、職員の能率が充分に発揮され、かつ、その増進が図られるように服務環境を整備する義務を負っているところ（国家公務員法71条1項）、庁舎内のトイレについて、上告人の自らの性自認に基づいて社会生活を送る利益に配慮するとともに、同僚の職員の心情にも配慮する必要がある。本件で経済産業省が、女性職員が上告人と同じ女性トイレを使用することに対する違和感・羞恥心等を重視してとった対応が上告人の自らの性自認に基づいて社会生活を送る利益に対する制約として正当化できるかを検討すると、法廷意見が指摘するとおり、上告人が女性トイレを使用することにより、トラブルが生ずる具体的なおそれはないかと認められる。

そして、本件判定が行われた平成27年5月29日の時点では、上告人が女性の服装で勤務を開始してから4年10か月以上経過しており、上告人がその名を変更し職場においてその名を使用するようになった平成23年6月からは約4年が経過していた。したがって、本件判定時には、たとえ、上告人がM t Fのト

ンスジェンダーで戸籍上はなお男性であることを認識している女性職員が、本件執務階とその上下の階の女性トイレを使用する可能性があったとしても、そのことによる支障を重視すべきではなく、上告人が自己の性自認に基づくトイレを他の女性職員と同じ条件で使用する利益を制約することを正当化することはできないと考えられる。

さらに、上告人が戸籍上は男性であることを認識している同僚の女性職員が上告人と同じ女性トイレを使用することに対して抱く可能性があり得る違和感・羞恥心等は、トランスジェンダーに対する理解が必ずしも十分でないことによるところが少なくないと思われる所以、研修により、相当程度払拭できると考えられる。上告人からカミングアウトがあり、平成21年10月に女性トイレの使用を認める要望があった以上、本件説明会の後、当面の措置として上告人の女性トイレの使用に一定の制限を設けたことはやむを得なかつたとしても、経済産業省は、早期に研修を実施し、トランスジェンダーに対する理解の増進を図りつつ、かかる制限を見直すことも可能であったと思われるにもかかわらず、かかる取組をしないまま、上告人に性別適合手術を受けるよう督促することを反復するのみで、約5年が経過している。この点については、多様性を尊重する共生社会の実現に向けて職場環境を改善する取組が十分になされてきたとはいえないよう思われる。

4 結論として、本件判定部分は、本件の事実関係の下では、人事院の裁量権の行使において、上告人がM t Fのトランスジェンダーで戸籍上はなお男性であることを認識している女性職員が抱くかもしれない違和感・羞恥心等を過大に評価し、上告人が自己の性自認に基づくトイレを他の女性職員と同じ条件で使用する利益を過少に評価しており、裁量権の逸脱があり違法として取消しを免れないと思われる。

**裁判官長嶺安政の補足意見**は次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成であるが、さらに以下の点を敷衍しておきたい。

本件説明会において、担当職員が、数名の女性職員の態度から違和感を抱いていると見たことから、経済産業省としては、職員間の利益の調整を図ろうとして、本件処遇を導入したものと認められるところではあるが、トイレの使用への制約という面からすると、不利益を被ったのは上告人のみであったことから、調整の在り方としては、本件処遇は、均衡が取れていなかつたといわざるを得ない。もっとも、上告人は、本件説明会の翌週から女性の服装等で勤務するようになったというのであるから、本件処遇は、急な状況の変化に伴う混乱等を避けるためのいわば激変緩和措置とみる

ことができ、上告人が異を唱えなかつたことも併せて考慮すれば、平成22年7月の時点において、一定の合理性があつたと考えることは可能である。

しかし、本件判定時に至るまでの4年を超える間、上告人は、職場においても一貫して女性として生活を送っていたことを踏まえれば、経済産業省においては、本件説明会において担当職員に見えたとする女性職員が抱く違和感があつたとしても、それが解消されたか否か等について調査を行い、上告人に一方的な制約を課していた本件処遇を維持することが正当化できるのかを検討し、必要に応じて見直しをすべき責務があつたというべきである。そして、この間、上告人によるトイレ使用をめぐり、トラブルが生じることもなかつたというのである。上記の経緯を勘案し、また、自認する性別に即して社会生活を送ることは、誰にとっても重要な利益であり、取り分けトランスジェンダーである者にとっては、切実な利益であること、そして、このような利益は法的に保護されるべきものと捉えられることに鑑みれば、法廷意見がいうように、人事院が上告人のトイレの使用に係る要求を認めないとした本件判定部分は、著しく妥当性を欠いたものであると考える次第である。

#### 裁判官渡邉恵理子の補足意見

私は、その主文および理由ともに、法廷意見に賛同するものであるが、トランスジェンダー（M t F）である上告人による本件庁舎内のトイレ利用の検討について補足意見を述べておきたい。

私は、経済産業省に施設管理権等に基づく一定の裁量が認められることを否定するものではないが、原判決も認めるとおり、性別は、社会生活や人間関係における個人の属性として、個人の人格的な生存と密接かつ不可分であり、個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることは重要な法益として、その判断においても十分に尊重されるべきものと考える。

もっとも、重要な法益であつても、他の利益と抵触するときは、合理的な制約に服すべきことはいうまでもなく、生物学的な区別を前提として男女別トイレを利用している職員に対する配慮も必要であり、したがつて、本件についてみれば、トランスジェンダーである上告人と本件庁舎内のトイレを利用する女性職員ら（シスジェンダー）の利益が相反する場合には両者間の利益衡量・利害調整が必要となることを否定するものではない。

しかしながら、女性職員らの利益を軽視することはできないものの、上告人にとっては人として生きていく上で不可欠ともいいうべき重要な法益であり、また、性的マイノリティに対する誤解や偏見がいまだ払拭す

ることができない現状の下では、両者間の利益衡量・利害調整を、感覚的・抽象的に行うことが許されるべきではなく、客観的かつ具体的な利益較量・利害調整が必要であると考えられる。本件についてみれば、上告人は、性別適合手術を受けていないものの、本件説明会の翌週から女性の服装等で勤務するようになり、社会生活を送るに当たって、行動様式や振る舞い、外見の点を含め、女性として認識される度合いが高いものであったということができたのであり、上告人による女性トイレの利用に当たっては、法廷意見や1審判決が判示するとおり、女性職員らの守られるべき利益（上告人の利用によって失われる女性職員らの利益）とは何かをまず真摯に検討することが必要であり、また、そのような女性職員らの利益が本当に侵害されるのか、侵害されるおそれがあったのかについて具体的かつ客観的に検討されるべきである。

そして、本件についてみれば、経済産業省は本件説明会において女性職員が違和感を抱いているように「見えた」ことを理由として、上告人に対しては執務する部署が存在する階のみならずその上下の階、あわせて3フロアの女性トイレの利用も禁止するという本件処遇を決定し、その後も、上告人が性別適合手術を受けず、戸籍上の記載が男性であることを理由にこれを見直すことなく約4年10か月にわたり本件処遇を維持してきたものであり、このような経済産業省の対応が合理性を欠くことは明らかであり、また、上告人に対してのみ一方的な制約を課すものとして公平性を欠くものといわざるを得ない。とりわけ、一般に、当初はトランスジェンダーによる自認する性別のトイレ利用に違和感を持ったとしても当該対象者の事情を認識し、理解することにより、時間の経過も相まって緩和・軽減することがあるとする指摘がなされており（一件記録によれば、このように考えていた女性職員らが存在したこともうかがわれる）、また、誤解に基づく不安などの解消のためトランスジェンダーの法益の尊重にも理解を求める方向で所要のプロセスを実践することも重要であるという指摘もなされている。そして、このような観点からは、仮に経済産業省が当初の女性職員らからの戸惑いに対応するため、激変緩和措置として、暫定的に、執務する部署が存在する階のみの利用を禁止する（その必要性には疑問が残るが、たとえ上下2フロアの女性トイレ利用まで禁止する）としても、徒らに性別適合手術の実施に固執することなく、施設管理者等として女性職員らの理解を得るための努力を行い、漸次その禁止を軽減・解除するなどの方法も十分にあり得たし、また、行うべきであった。

また、原審の認定事実によても、本件説明会において女性職員らが異議を述べなかつたことの理由は明

らかではない。上告人が男性であると認識していたために、上告人が女性トイレの利用を希望することを知つて戸惑う女性職員が存在することそれ自体は自然な流れであるとしても、本件説明会において女性職員らが異議を述べなかつた理由は一義的ではなく複数あり得るものである。すなわち、女性職員らが、上告人にその自認する性別のトイレ利用を認めるべきであるとの認識の下で異議を述べなかつたことも考えられる（一件記録によれば、このような女性職員の存在もうかがわれる）。また、女性職員らが、異議ある旨の意見を多数の前で述べることに気後れした可能性がないとは言い切れないものの、戸惑いながらも上告人の立場を配慮するとやむを得ないと考えた場合や反対することは適切ではないのではないかと考えた場合（一件記録によれば、このように考えた女性職員らの存在もうかがわれる）などの理由による場合も十分にあり得ると考えられる。

原判決が、こういった女性職員らの多様な反応があり得ることを考慮することなく、「性的羞恥心や性的不安などの性的利益」という感覚的かつ抽象的な懸念を根拠に本件処遇および本件判定部分が合理的であると判断したとすると、多様な考え方の女性が存在することを看過することに繋がりかねないものと懸念する。

以上のとおり、トイレの利用に関する利益衡量・利害調整については、確かに社会においてこれまで長年にわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がなされてきたことやそのような区別を前提としたトイレを利用してきた職員に対する配慮は不可欠であり、また、性的マイノリティである職員に係る個々の事情や、例えば、職場のトイレであっても外部の者による利用も考えられる場合には不審者の排除などのトイレの安全な利用等も考慮する必要が生じるといった施設の状況等に応じて変わり得るものである。したがって、取扱いを一律に決定することは困難であり、個々の事例に応じて判断していくことが必要になることは間違いない。

しかしながら、いずれにしても、施設管理者等が、女性職員らが一様に性的不安を持ち、そのためトランスジェンダー（M t F）の女性トイレの利用に反対するという前提に立つことなく、可能な限り両者の共棲を目指して、職員に対しても性的マイノリティの法益の尊重に理解を求める方向での対応と教育等を通じたそのプロセスを履践していくことを強く期待したい。

**裁判官林道晴は、裁判官渡邊恵理子の補足意見に同調する。**

**裁判官今崎幸彦の補足意見**は次のとおりである。

トランスジェンダーの人々が、社会生活の様々な場面において自認する性にふさわしい扱いを求めるこ

とは、ごく自然かつ切実な欲求であり、それをどのように実現させていくかは、今や社会全体で議論されるべき課題といつてよい。トイレの使用はその一例にすぎないが、取組の必要性は、例えばM t F（Male to Female）のトランスジェンダーが意に反して男性トイレを使用せざるを得ないとした場合の精神的苦痛を想像すれば明らかであろう。

本件説明会において、上告人は、女性職員を前に自らがトランスジェンダーであることを明らかにしているが、引き続き行われた意見聴取の際には女性職員から表立っての異論は出されていない。その後上告人は本件処遇に従い使用を許された階の女性トイレを使用しているところ、その期間は本件判定の時点で約4年10か月（休職期間を除いても約3年8か月）にわたっているが、その間何らの問題も生じていない。加えて、原審の認定事実によれば、本件説明会に先立ち、上告人は、平成10年頃から継続的に女性ホルモンの投与を受け、平成20年頃からは私的な時間の全てを女性として過ごすようになっており、そのことを原因として問題が生じたことはなかったというのである。

法廷意見は、こうした事案において、直接には上告人の行政措置要求に対する人事院の本件判定部分の当否を判断の対象としているが、実質においては上告人に対する経済産業省当局の一連の対応の評価が核心であったことはいうまでもない。その観点から得るべき教訓を挙げるとすれば、この種の問題に直面することとなった職場における施設の管理者、人事担当者等の採るべき姿勢であり、トランスジェンダーの人々の置かれた立場に十分に配慮し、真摯に調整を尽くすべき責務があることが浮き彫りになったということであろう。

課題はその先にある。例えば本件のような事例で、同じトイレを使用する他の職員への説明（情報提供）やその理解（納得）のないまま自由にトイレの使用を許容すべきかというと、現状でそれを無条件に受け入れるというコンセンサスが社会にあるとはいえないであろう。そこで理解・納得を得るため、本件のような説明会を開催したり話合いの機会を設けたりすることになるが、その結果消極意見や抵抗感、不安感等が述べられる可能性は否定できず、そうした中で真摯な姿勢で調整を尽くしてもなお関係者の納得が得られないという事態はどうしても残るようと思われる（杞憂であることを望むが）。情報提供についても、どのような場合に、どの範囲の職員を対象に、いかなる形で、どの程度の内容を伝えるのか（特に、本人がトランスジェンダーであるという事実を伝えるか否かは場合によつては深刻な問題になる。もとより、本人の意思に反してはならないことはいうまでもない。）といった

具体論になると、プライバシーの保護と関係者への情報提供の必要性との慎重な較量が求められ、事案によって難しい判断を求められることになる。

こうした種々の課題について、よるべき指針や基準といったものが求められることになるが、職場の組織、規模、施設の構造その他職場を取りまく環境、職種、関係する職員の人数や人間関係、当該トランスジェンダーの職場での勤務状況など事情は様々であり、一律の解決策になじむものではないであろう。現時点では、トランスジェンダー本人の要望・意向と他の職員の意見・反応の双方をよく聴取した上で、職場の環境維持、安全管理の観点等から最適な解決策を探っていくという以外にない。今後この種の事例は社会の様々な場面で生起していくことが予想され、それについて頭を悩ませる職場や施設の管理者、人事担当者、経営者も増えていくものと思われる。既に民間企業の一部に事例があるようであるが、今後事案の更なる積み重ねを通じて、標準的な扱いや指針、基準が形作られていくことに期待したい。併せて、何よりこの種の問題は、多くの人々の理解抜きには落ち着きの良い解決は望めないのであり、社会全体で議論され、コンセンサスが形成されていくことが望まれる。

なお、本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。この問題は、機会を改めて議論されるべきである。

(裁判長裁判官 今崎幸彦 裁判官 宇賀克也 裁判官  
林 道晴 裁判官 長嶺安政 裁判官 渡邊惠理子)

# 最高裁判所判例要旨

## 民事

- 墓地、埋葬等に関する法律10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営等に係る許可の取消訴訟と納骨堂の周辺住民の原告適格

令和4年(行ヒ)第150号  
令5・5・9三小判棄却  
民集77巻4号本誌1815号

墓地、埋葬等に関する法律10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営又はその施設の変更に係る許可について、当該納骨堂の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しを求める原告適格を有する。

(補足意見及び意見がある。)

- 1 遺言執行者は、共同相続人の相続分を指定する旨の遺言を根拠として、平成30年法律第72号の施行日前に開始した相続に係る相続財産である不動産についてされた所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えの原告適格を有するか
- 2 相続財産の全部又は一部を包括遺贈する旨の遺言がされた場合における、上記の包括遺贈が効力を生じてからその執行がされるまでの間に包括受遺者以外の者に対してされた不動産の所有権移転登記の抹消登記手続又は一部抹消(更正)登記手続を求める訴えと遺言執行者の原告適格
- 3 複数の包括遺贈のうちの一つがその効力を生ぜず、又は放棄によってその効力を失った場合における、その効力を有しない包括遺贈につき包括受遺者が受けるべきであったものへの帰すう

令和4年(受)第540号  
令5・5・19二小判  
一部破棄自判、一部棄却  
民集77巻4号本誌1816号

- 1 遺言執行者は、共同相続人の相続分を指定する旨の遺言を根拠として、平成30年法律第72号の施行日前に開始した相続に係る相続財産である不

動産についてされた所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えの原告適格を有するものではない。

- 2 相続財産の全部又は一部を包括遺贈する旨の遺言がされた場合において、遺言執行者は、上記の包括遺贈が効力を生じてからその執行がされるまでの間に包括受遺者以外の者に対する所有権移転登記がされた不動産について、上記登記のうち上記不動産が相続財産であるとすれば包括受遺者が受けるべき持分に関する部分の抹消登記手続又は一部抹消(更正)登記手続を求める訴えの原告適格を有する。
- 3 複数の包括遺贈のうちの一つがその効力を生ぜず、又は放棄によってその効力を失った場合、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、その効力を有しない包括遺贈につき包括受遺者が受けるべきであったものは、他の包括受遺者には帰属せず、相続人に帰属する。

## 最高裁判所裁判例要旨

### 民事

- 婚姻費用分担審判において、夫とその妻が婚姻後に出産し戸籍上夫婦の嫡出子とされている子であって民法772条による嫡出の推定を受けないものとの間の父子関係の存否を審理判断することなく、夫の上記子に対する上記父子関係に基づく扶養義務を認めた原審の判断に違法があるとされた事例

令和4年(許)第17号  
令5・5・17二小決 破棄自判  
裁判集民270号本誌1816号

婚姻費用分担審判において、夫とその妻が婚姻後に出産し戸籍上夫婦の嫡出子とされている子であって民法772条による嫡出の推定を受けないものとの間の父子関係の存否は訴訟において最終的に判断されるべきものであることを理由に、上記父子関係の不存在を確認する旨の判決が確定するまで夫は扶養義務を免れないとして、上記父子関係の存否を審理判断することなく、夫の上記子に対する上記父子関係に基づく扶養義務を認めた原審の判断には、違法がある。

- 会社法144条2項に基づく譲渡制限株式の売買価格の決定の手続において裁判所が上記売買価格を定める場合に、DCF法によって算定された上記譲渡制限株式の評価額から非流動性ディスカウント(非上場会社の株式には市場性がないことを理由とする減価)を行うことができるとされた事例

令和4年(許)第8号  
令5・5・24三小決棄却  
裁判集民270号本誌1816号

会社法144条2項に基づく譲渡制限株式の売買価格の決定の手続において裁判所が上記売買価格を定める場合に、上記譲渡制限株式の評価額の算定過程において上記譲渡制限株式に市場性がないことが考慮されていることはうかがわれないなど判示の事情の下においては、DCF法によって算定された上記評価額から非流動性ディスカウント(非上場会社の株式には市場性がないことを理由とする減価)を行うことができる。

## 記事

## ◎叙位・叙勲（5月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和5年5月、死亡者のみ）」  
のとおり

## ◎人事異動

札幌家庭・地方裁判所判事補	清水拓二
千葉地方・家庭裁判所判事補	(7月5日)
京都地方・家庭裁判所判事補	高岡寛実
佐賀地方・家庭裁判所判事補	
定年退官	
名古屋簡易裁判所判事	伊藤 納
	(以上7月9日)
岐阜簡易裁判所判事	永野庄彦
名古屋簡易裁判所判事	
岐阜簡易裁判所判事	戸田 久
	(以上7月10日)
定年退官	
大阪簡易裁判所判事	大迫隆二
	(7月11日)
山口家庭・地方裁判所周南支部判事補	
名古屋地方・家庭裁判所判事補	岩谷 彩
	(7月13日)
旭川地方・家庭裁判所判事補	山田義幸
札幌地方・家庭裁判所判事補	
東京地方・家庭裁判所判事補	町田 翼
	(以上7月16日)
依願退官（退官後在外公館）	
事務総局秘書課付	伊東大地
	(7月17日)



法

律

等

## 《刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律について》

(令和五年六月二三日公布 法律第六六号)

標記の法律（令和五年法律第六十六号）が、令和五年六月二十三日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、同条各号に規定するものを除き、同年七月十三日から施行されます。また、同条第一号に掲げる規定は同年六月二十三日から、同条第二号に掲げる規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、同条第三号に掲げる規定は刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に定める日から施行されます。

この法律は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするとともに、十三歳以上十六歳未満の者にわいせつな行為又は性交等をした当該者より五歳以上年長の者に対する不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪としての处罚を可能とする等の处罚規定の整備を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効の期間を延長する等の刑事訴訟法の規定の整備を行う必要があることを理由として公布されたものです。

## ◎刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

法律II別添1のとおり

## 《性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律について》

(令和五年六月二三日公布 法律第六七号)

ら施行されます。

この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を处罚するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによつて、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止する必要があることを理由として公布されたものです。

## ◎性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

法律II別添2のとおり

標記の法律（令和五年法律第六十七号）が、令和五年六月二十三日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、同条ただし書に規定するものを除き、同年七月十三日から施行されます。また、同条ただし書に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日か

## 叙 位 ・ 叙 獲 (令和5年5月、死亡者のみ)

元東京高等裁判所判事	篠 田 省 二	5. 1	従三位
元仙台簡易裁判所判事	辻 一 雄	5. 1	従四位
元大阪高等裁判所判事	福 島 裕	5. 7	従三位
元日本弁護士連合会理事	知 花 孝 弘	5. 12	従五位
元最高裁判所司法研修所教官	茅 根 熙 和	5. 16	従五位
元米沢簡易裁判所判事	結 城 喜代志	5. 21	従四位
元日本弁護士連合会常務理事	堀 場 正 直	5. 22	従五位
元日本弁護士連合会理事	立 花 充 康	5. 23	従五位
元日本弁護士連合会常務理事	土 田 吉 彦	5. 27	従五位
元札幌地方・家庭裁判所調停委員	荒 城 悟 男	5. 31	従六位

## 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

## (刑法の一部改正)

第一条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条第五号中「第一百七十六条」の下に「第一百七十七条及び第一百七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」及び「不同意わいせつ等致死傷」並びに「に」に改め、同条第十四号中「強盜・強制性交等」を「強盜・不同意性交等」に改める。

- 1 -

第三条の二第一号中「第一百七十六条」の下に「第一百七十七条及び第一百七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」を「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第六号中「強盜・強制性交等」を「強盜・不同意性交等」に改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

- 1 -

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違ひをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違ひをしていることに乘じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。  
(不同意性交等)

第一百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下の条及び第一百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

- 3 -

第一百七十六条から第一百七十八条までを次のように改める。  
(不同意わいせつ)

第一百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれを受けたこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うする「とまがない」とこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

第一百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者  
(十六歳未満の者に対する面会要求等)

- 2 -

- 4 -

(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よつてわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為(第一号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入され

る。)二十一年

二 刑法第百七十七条、第百七十八条第一項若しくは第百七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪十五年

三 刑法第百七十六条、第百七十八条第一項若しくは第百七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪(自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。)十二年

前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第一百五十七条の六第一項第一号中「から第百七十九条まで若しくは第百八十二条」を「、第百七十七条、第百七十九条、第百八十二条若しくは第百八十二条」に改め、「第一百一十七条第一項」の下に

「同法」を加え、「若しくは第一百四十二条第一項」を「の罪若しくは同法第一百四十二条第一項」に改め。

る姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

第一百四十二条の見出し中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改め、同条第一項中「強制性交等の罪(第百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)」を「第百七十七条の罪」に改め、「又は強制性交等」を「又は同条」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

第三百二十二条の二の次に次の二項を加える。

第三百二十二条の二の次に次の二項を加える。

第三百二十二条の二の次に次の二項を加える。

第三百二十二条の二の次に次の二項を加える。

第三百二十二条の二の次に次の二項を加える。

一 刑法第二百八十二条の罪(人を負傷させたときに限る。)若しくは同法第二百四十二条第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(同項の罪に係る部分に限

認める場合であつて、聽取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一

条第一項の規定にかかるわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えないなければならない。

#### 一 次に掲げる者

イ 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第一百八十二条の罪、同

法第一百二十五条若しくは第一百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第一百二十七条第一項（同法第一百二十五条又は第一百

二十六条の二第三項の罪を犯した者を救助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつ为目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第一百四十二条第一項若しくは第三項の罪又は二

れらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項

の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日

二 第三条中刑事訴訟法第三百二十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### 三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一一十八号）附則第一条第四号に定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）第一百七十六条から第一百七八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第

ハイ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穏を著しく害されるおそ

れがあると認められる者

#### 二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の

供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第二百七十六条から第二百七八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用について、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第二百七十六条から第二百七八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百六十六条の三十三第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる罪とみなす。

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。」

第三百二十三条中「前三条」を「第三百二十二条から前条まで」に改め、同条第三号中「外特に」を「ほか特に」に改める。

#### 附 則

- 11 -

行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第二百七十六条、第二百七十七条及び第二百八十二条の



第二十二条第一項第二号イ中「から第百七十九条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、」を「（不同意わいせつ）、第百七十七条（不同意性交等）又は第百七十九条」に改める。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる罪とみなす。

2 施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条」とあるのは、「罪は、前条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」とする。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）

限る。）に規定する行為は、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる行為とみなす。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正）

第十五条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第百七十七条」を「第百七十七条第一項」に改め、同項第二号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律」を「刑法第百八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第百八十二条の罪に当たる行為については、適用しない。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「この法律」の下に「刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条」を加える。

第十八条第三項第一号中「この法律」の下に「刑法第百八十二条」を加える。

第十七条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条のうち、刑法第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条の二第一項、第百六十八条の三、第百六十九条、第百七十二条、第百七十四条、第百七十五条第一項及び第一百七十六条の改正規定中「第百七十五条第一項及び第百七十六条」を「及び第百七十五条第一項」に改め、同法第百七十七条の改正規定を削り、同法第百八十二条、第百八十二条、第百八十四条、第百八十六条並びに第百八十七条第一項及び第二項の改正規定中「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百一一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一一条の二及び同法第二百七十二条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十二条の二中「から第百七十九条まで若しくは第二百八十二条」を「第百七十七条、第百七十九条、第百八十二条若しくは第百八十三条」に改める。

（刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条から第百七十八条まで又は旧刑法第百八十条（旧刑法第百七十六条规定から第百七十八条までに係るものに

条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律

第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」とい

う。）第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七条の三第一項（第一号イに係る部分

に限る。）並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第一

項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七一条の二第一項、第二百七一条の五

第一項（第一号イに係る部分に限る。）、第二百七一条の六、第二百七一条の八第一項及び第四項、

第二百九十九条の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九条の五第二項（第二号イに係る部

分に限る。）並びに第三百十二条の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟

法第二百七一条の六第五項及び第二百七一条の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八条规定

四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみな

す。

2 附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第二百七十六条から

第二百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二

百七十七条の規定の適用については、同項中「第二百七十六条第一項」であるのは、「第二百七十六条第一項」とする。

（検討等）

二十一条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、改正後の刑事訴訟法第二百七

十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

3 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間ににおける前

項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。

（検討等）

第二十条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に

係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

（周知）

第二十一条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

## 目次

第一章 総則（第一条）  
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の处罚（第二条—第七条）  
第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収（第八条）  
第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等（第九条）  
第五節 通則（第九条）

第一節 消去等の措置（第十条・第十一条）  
第二節 消去等の手続（第十二条—第二十一条）

第三節 消去等の実施等（第二十二条—第二十五条）  
第四節 不服申立て等（第二十六条—第三十四条）  
第五節 消去等に係る裁判手続の特例（第三十五条—第三十八条）

第六節 消去等に係る裁判手続の特例（第三十五条—第三十八条）

通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れる事を認識しながら自ら露出し又はとつていているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下「イ」において同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

一 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

二 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十

第七節 雜則（第三十九条—第四十二条）  
第八節 罰則（第四十三条—第四十五条）  
附則

## 第一章 総則

第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を处罚する

とともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることにより、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

## 第二章 性的な姿態を撮影する行為等の处罚

## （性的姿態等撮影）

第一条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が

六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

## （性的影像記録提供等）

第三条 性的影像記録（前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複写したものをいう。以下同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的映像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(性的映像記録保管)

第四条 前条の行為をする目的で、性的映像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。  
(国外犯)

第七条 第二条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

第八条 次に掲げる物は、没収することができる。

(性的姿態等映像送信)

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 正当な理由がないのに、送信される」との情報を知らない者の対象性的姿態等の映像（性的映像記録に係るもの）を除く。次号及び第三号において同じ。）の映像送信（電気通信回線を通じて、映像を送る）とをいう。（以下同じ。）をする行為

二 刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うする事が困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の映像の映像送信をする行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等の映像の映像送信をする行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の映像（性的映像記録に係るもの）を除く。以下の号において同じ。）の映像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前に

2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により映像送信をされた映像の映像送信をした者も、同項と同様とする。

3 前一項の規定は、刑法第一百七十六条及び第一百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的姿態等映像記録）

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により映像送信をされた映像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 5 -

- 7 -

以外の者に属する物であつても、犯罪の後にその者が情を知つて保有するに至つたものであるときは、これを没収することができる。

第九条 この章において「対象電磁的記録」とは、次に掲げるものをいう。

第四章 押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等

第一節 通則

イ 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により映像送信をされた映像を記録する行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

- 8 -

ハ 第二条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等

二 第五条第一項第四号に掲げる行為により映像送信をされた映像を記録する行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等



二 前号に掲げる対象電磁的記録を複写した対象電磁的記録であつて、当該者によつて複写されたもので  
あり、かつ、当該記録媒体に記録されているもの

### 第三節 消去等の手続

#### (消去等措置のための領置等)

第十二条 檢察官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において、当該押収物について同条の規定による措置（以下「消去等措置」という。）をするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付することを要しない。

第十三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

#### 一 刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押された物であつて、その差押えの時まで検察官によ

り保管されていたもの

二 刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受けた時まで検察官により保管されていたもの

三 刑事訴訟法第一百一条の規定により領置した物であつて、検察官が同法第三百十条の規定により裁判所に提出したもの

2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。

一 少年法第十五第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押された物であつて、その差押えの時まで検察官により保管されていたもの

二 少年法第十五第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの

- 13 -

三 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第一百一条の規定により領置した物であつて、少年の保護事件の処理に関する法令の規定により検察官が家庭裁判所に送付したもの

項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、裁判所は、検察官が当該押収物を領置するときは、その押収を解くものとし、検察官が当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

4 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一項各号に掲げる押収物について、終局裁判又は略式命令をする場合において、没収の言渡しをしない場合（略式命令の場合にあっては、没収を科さない場合）であつて、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の言渡し（略式命令の場合にあっては、検察官に引き渡す旨の裁判）をしなければならない。

5 家庭裁判所は、第二項各号に掲げる押収物について、少年法第十八条、第十九条第一項、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、同法第二十四条の二第一項又は第二項の決定をしない場合であつて、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検

察官に引き渡す旨の決定をしなければならない。

6 第四項の言渡し又は前項の決定については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、適用しない。

7 檢察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、検察官は、当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

8 檢察官は、第二項各号に掲げる押収物について、第一六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、当該押収物に係る少年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び複写することができる。

（領置目録の作成等）

第十四条 檢察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者（同条第一項若しくは第四項に規定する刑事被告事件の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。）又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。

- 14 -

- 15 -

(対象領置物件の保管等)

第十五条 檢察官は、第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定により領置した物

(以下「対象領置物件」という。)のうち、運搬又は保管に不便な対象領置物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

2 保管上危険を生じるおそれがある対象領置物件は、廃棄することができる。

(消去等決定)

第十六条 檢察官は、消去等措置をするときは、第一十三条第五号に掲げる場合を除き、あらかじめ、とるべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定(以下「消去等決定」という。)をしなければならない。

(消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等)

第十七条 消去等決定又は第十二条の規定による命令(以下「消去命令」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属する者

二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該対象領置物件の所有者その他の

5 檢察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。

6 檢察官は、第一項第一号又は第二号に定める者が複数である場合において、これらの者の一部を知ることができないときは、これらの者に該当する旨を二週間以内に申し出るべき旨を政令で定める方法によって公告しなければならない。この場合において、検察官は、当該期間を経過したときにこれらの者として判明している者について第二項の規定による聴聞及び消去等決定を行えば消去等措置を実施することができる。

7 第二項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又はその不作為については、第二十六条の規定による審査の申立てをすることができない。

(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)

第十八条 檢察官は、第十条第一項第二号又はハに掲げる措置に係る消去等決定をする場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める者から、法務省令で定めるところにより、対象領置物件に記録されている電磁的記録を特定してこれを複写した他の記録媒体の交付を受けたい旨の申出があり、当該電磁的記

権利者

三 消去命令をする場合 第十一条に規定する者

2 檢察官は、消去等決定又は消去命令をするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第三項の規定により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を用については、同法第十五条第四項中「(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定め

一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第二十二条第三項の規定の適用については、同法第十五条第四項中「(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定め

一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該措置を実施する前に、当該電磁的記録を他の記録媒体に複写し、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付をしないことができる。

一 前項の申出をした者が対象電磁的記録ではない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提供しないときその他同項の規定による交付に関する検察官の指示に従わないときは。

二 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。

三 前二号に定めるものほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。

3 檢察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に対し、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。

5 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料中対象姿態等が記録された部分については謄写を求めることができない。

6 檢察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必

要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録ではないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。

(消去等決定及び消去命令の方式等)

第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面でしなければならない。

2 檢察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の副本を送達しなければならない。

- 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者
- 二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者
- 三 消去命令をした場合 第十七条第一項第三号に定める者

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他第一項の書面の副本を送達することができないときは、検察官が当該書面の副本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交

一 当該消去等措置に係る消去等決定の取消しの訴え及び当該消去等決定に係る第二十九条第一項第一号

から第三号までに定める裁判の取消しの訴えの提起がなくてこれらの取消しの訴えを提起することができないときを経過したとき。

二 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。

三 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。

四 前号に掲げる場合のほか、当該消去等措置に係る消去等決定をした後、当該消去等措置の対象とするべき対象電磁的記録が帰属する者又は対象領置物件の所有者その他の権利者が、消去等措置を実施することに同意したとき。

五 第十七条第一項第一号又は第一号に定める者が判明することなく第二十一条の規定による公告をした日から六月が経過したとき。

(対象領置物件の還付等)

第二十四条 檢察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象領置物件を還付しなければならない。

- 一 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定をする必要がないと認めたとき。
- 二 消去等措置（第十条第一項第一号イ及びロに掲げる措置に限る。）の実施を終えたとき。

付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示する」とをもって前項の規定による送達に代えことができる。この場合においては、掲示を始めた日から一週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。

(権利者を知ることができない場合の公告)

三 第二十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により消去等決定の全部を取り消す旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができないときを経過したとき。

四 消去等決定の取消しの訴え又は消去等決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、検察官が、対象領置物件について、留置の必要がないと認めたとき。

2 檢察官は、対象領置物件の還付を受けるべき者の住所若しくは住所が分からいため、又はその他の事由により、これを還付することができない場合には、その旨を政令で定める方法によって公告しなければならない。

(消去等措置の実施)

第二十二条 消去等措置は、検察官が実施しなければならない。

第二十三条 消去等措置は、次の各号のいずれかに掲げる場合でなければ、実施することができない。

- 一 当該消去等措置に係る消去等決定について第二十六条の規定による審査の申立てがなくて同条第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する審査の申立てをすることができる期間を経過したとき。
- 2 檢察官は、第十七条第二項の規定による聴聞を行つた者以外の者に対象領置物件を還付すべきことが明らかな場合には、これをその者に還付しなければならない。

5 前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

(対象領置物件等の引取りをしない場合の廃棄)

第二十五条 檢察官は、対象領置物件又は第十八条第一項の規定による複写をした他の記録媒体について、その引取りを求めた日から起算して六月を経過する日までに、その還付又は交付を受けるべき者がその引取りをしないときは、これを廃棄することができる。

#### 第五節 不服申立て等

(検察庁の長に対する審査の申立て)

第二十六条 次の各号に掲げる処分その他の行為（以下「処分等」という。）に不服がある者は、当該各号に走める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所屬する検察庁の長（当該検察官が区

検察庁の検察官である場合については、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。）に対し、審査の申立てをすることができる。

一 消去等決定又は消去命令 第二十一条第一項の書面の謄本の送達があった日の翌日

二 第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置 法務省令で定める日

- 25 -

- 26 -

三 前二号に掲げるもののほか、この章の規定に基づく手続に係る検察官の行為であつて法務省令で定めるもの 法務省令で定める日

2 天災その他期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申立てをすることができる。

3 檢察官が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申立てをすることができる期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査の申立てがされたときは、その審査の申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。

(審査申立て書の提出)

2 前項の審査申立て書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 前項の審査申立てには、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 前項の審査申立てには、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査の申立てに係る処分等の内容

二 審査の申立ての趣旨及び理由

三 その他法務省令で定める事項

(審理の方式)

第二十九条 審査の申立ての審理は、書面による。

(裁決)

第三十条 檢察庁の長は、第二十六条の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める裁決をしなければならない。

一 当該審査の申立てが第二十六条第一項に規定する審査の申立てをすることができる期間が経過した後にされたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決

二 当該審査の申立てに理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決

三 当該審査の申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該審査の申立てに係る処分等の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決

四 当該審査の申立てに係る処分等が検察官のした事実上の行為である場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該審査の申立てに係る処分等の全部又は一部を撤廃し、又は変更する裁決

- 27 -

- 28 -

に理由があるとき 当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為をした検察官に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更すべき旨を命ずる裁決（当該事実上の行為が検察庁の長のしたものである場合においては、当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更する裁決）

2 前項第三号又は第四号に定める裁決においては、検察庁の長は、審査申立て人の不利益に当該処分等を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれを変更することはできない。

(裁決の方式等)

第三十条 前条第一項各号に定める裁決は、書面でしなければならない。

2 檢察庁の長は、審査申立て人に裁決書の謄本を送達しなければならない。

3 第二十一条第三項の規定は、前項の規定による送達について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず」とあるのは、「第三十条第二項の規定にかかわらず」と、「第一項の書面」とあり、及び「当該書面」とあるのは「裁決書」と、「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、「前項の規

定による」とあるのは「同項の規定による」と読み替えるものとする。

## （行政不服審査法の準用）

第三十一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十条から第十五条まで、第十八条第三項、第二十一条、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六条まで、第三十八条第一項から第五項まで、第三十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定は、第二十六条の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす。

規定	読み替える行政不服審査法の読み替えるられる字句
第十一條第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」）

と  
う

像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項の規定による審

「審査庁」という。）

第十三条第一項及び第二項、

審査序

に第三十九条

### 第十九條に規定する審査請求

審查申立書

第二十一条第三項	第五十五条において同じ。) 第十九条第三項及び第五十五条において同じ。)	審査請求書を提出した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出した
第二十二条第一項	審査請求書を提出した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出した
第二十二条第五項	審査請求書を提出した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査請求書を提出した
第二十三条（見出しが含む。）	審査請求書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書	審査請求書を提出した	審査申立書を提出した	審査申立書を提出した
第十九条	審査申請書	審査申立書	審査申立書	審査申立書	審査申立書
第二十三条（見出しが含む。）	審査請求書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書	審査請求書を提出した	審査申立書を提出した	審査申立書を提出した

			第十八条第三項	定する審査請求録取書
		次条に規定する審査請求書		審査申立書
	第二十一条第一項	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項に規定する期間	審査請求書を提出し、又は処
第二十一条第二項	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をい	分序等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する	審査申立書を提出する	審査申立書

び押収物に記録された性的な姿態の影  
像に係る電磁的記録の消去等に関する

う。) 第三十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものについて交付を求めることができない。

第二十五条第二項	法律第二十七条
処分庁の上級行政庁又は処分 庁である審査庁	審査庁

第二十五条第七項	法律第二十七条
あつたとき、又は審理員から 第四十条に規定する執行停止 をすべき旨の意見書が提出さ れた	二 撮影対象者等である参加人 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載され た部分

第三十条第二項	法律第二十七条
第四十条及び第四十二条第一 項を除き、以下	一 審査申立人又は参加人 (次号に掲げる者を除く。) 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定す る書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載され た部分

第三十条第三項	法律第二十七条
審査請求人から反論書の提出 があつたときはこれを参加人	二 撮影対象者等である参加人 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載され た部分

第三十八条第一項	法律第二十七条
及び処分庁等に、参加人 これを審査請求人及び処分庁 等に、それぞれ 参加人は、第四十一条第一項 又は第二項の規定により審理 手続が終結するまでの間	一 審査申立人 、これを審査申立人に 参加人は 第三十二条第一項各号に掲げる処分等について、審査請求をすることができない。

に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(訴訟の特例)

第三十四条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所屬する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2 前項に規定する取消しの訴えは、第三十条第一項の規定による裁決書の副本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

3 前項の期間は、不变期間とする。

第六節 消去等に係る裁判手続の特例

(撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等)

第三十五条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えがあった場合において、当該処分等の対象である対象額置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所 (以下こ

の項において「住所等」という。」の全部又は一部が明らかにされることによって当該撮影対象者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき聴明があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。撮影対象者等の氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項についても、同様とする。

民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百三十三条第二項の規定は前項の申立てをする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てがあった場合について、同条第五項の規定は前項の決定をする場合について、同法第百三十三条の二及び第百三十三条の四の規定は同項の決定があった場合について、それぞれ適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句

読み替える民事訴訟法の規定 第百三十三条第二項	読み替えられる字句
前項	読み替える字句

			申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「 <u>秘匿対象者</u> 」といふ。）の住所等又は氏名等	撮影対象者等（同法第九条第二項に規定する撮影対象者等をいう。以下同じ。）の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所又は氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項	法律第三十五条第一項
第一百三十三条第三項	当該申立てに係る秘匿対象者	被告及び当該申立てに係る撮影対象者等	被告及び当該申立てに係る撮影対象者等	被告及び当該申立てに係る撮影対象者等	被告及び当該申立てに係る撮影対象者等
第一百三十三条第五項	秘匿対象者	撮影対象者等	撮影対象者等	撮影対象者等	撮影対象者等
反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分	この章において「 <u>秘匿決定</u> 」	「 <u>秘匿決定</u> 」	「 <u>秘匿決定</u> 」	「 <u>秘匿決定</u> 」	「 <u>秘匿決定</u> 」
止	参加、強制執行、仮差押え及び執行停止				

### 〔対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限〕

第三十六条 第二十六条第一項各号に掲げる处分等の取消しの訴え又は当該处分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体について証拠の申出があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記録等（民事訴訟法第二百三十九条第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）中当該対象領置物件若しくは当該対象領置物件を複写した記録媒体又は当該対象電磁的記録若しくは当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象姿態等が記録された部分（第三項において「対象姿態等該当部分」という。）について、訴訟記録等の閲覧の請求をすることができる者を原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限るとともに、訴訟記録等の閲覧等（同法第二百三十九条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。）の請求のうち閲覧の請求以外の請求をすることができる者を被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限ることができる。

2 前項の決定は、疎明に基づいてする。

3 第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者は、対象姿態等該当部分に係る訴訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該当部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求（閲覧の請求を除く。）についても同様とする。

4 第一項の申立てを却下した裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

（取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての適用）

第三十七条 前二条の規定は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決に關する国を被告とする訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条第二項の表のうち第二百三十三条第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮処分」と読み替えるものとする。

三 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

2 檢察官は、消去命令に従つて対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるとときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

3 第一項の規定による調査をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（刑事手続に關する手続等との關係）

第四十一条 この章の規定は、対象領置物件又は対象電磁的記録について、刑事件又は少年の保護事件の処理に關する法令の規定による手続を行うことを妨げない。

（法務省令への委任）

第四十二条 この章に定めるものほか、この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、法務省令で定める。

（最高裁判所規則への委任）

第三十八条 この節に定めるもののほか、前三条の規定の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七節 雜則

第八節 罰則

第四十三条 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を出したとき。

第四十条 檢察官は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七条第一項に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求める」と。

二 対象領置物件の鍵を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすること。

附 則

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰

金刑を科する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (刑法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び次条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条から第六条までの規定の適用については、これらの規定（第一条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（附則第六条において「一部施行日」という。）から刑法施行日の前日までの間における第四十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用について

ても、同様とする。

(押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置

第四条 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。

## 〔聴聞の特例に関する経過措置〕

第五条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第三項の規定は、適用しない。

### (消去等に係る表半手続の特例に関する経過措置)

第六条 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（次項

第八条 刑事訴訟法の一節を次のように改正する

第三百五十七條の六第一項第二号中「罪又は」を「罪」に改め

十三条の四第一項の項及び第一百三十三条の四第二項の項の中欄中「前条第一項」とあるのは「前条」とす  
る。

「ついては、同一条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「第一百三十三条第三項に規定する訴訟記録等を」とあるのは「第一百三十三条の二第一項に規定する訴訟記録等を」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「係る部分であつて対象姿態等が記録された」とあるのは「記録された対象姿態等に係る」と、「訴訟記録等の閲覧等」(同法第一百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等を)」とあるのは「訴訟記録等の閲覧等」(同法第一百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等を)」とあるのは「訴訟記録等の閲覧等を」という。第三項において同じ。)の請求のうち閲覧の請求以外」とあるのは「訴訟記録等の閲覧等、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第三項中「訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求を除く。)」とあるのは「訴訟記録等の閲覧等、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。

第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次

第四条第一項第二号中ワをカとし、ヘからヲまでをトからワまでとし、ホの次に次のように加える。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

第三十一条第一項 第三十一条の五第一項 第三十一条の六第二項第二号 第三十

リ、ヌ、ヲ若しくはワ」に改める。

第三十五条及び第三十五条の二中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

（刑事訴訟法の一部改正）

卷之三

律（令和五年法律第六十七号）第一条から第六条までの罪」を加える

第二百九十条の二第一項第一号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態

を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律  
律第二条から第六条までの罪」を加える。

（旅館業法の一部改正）

第九条 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の

消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

（少年法の一部改正）

第十条 少年法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その物を取得した」を「第一項の物を取

得し、又は前項の物を保有するに至つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を  
加える。

別表第三に次の一号を加える。

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記  
録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の一部  
を次のように改正する。

- 49 -

- 50 -

2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一

項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没収することができる。

一 私事性的画像記録の提供等による被書の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百一十六号）第三

条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像

記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。）が記録されている物若しくはこれを

複写した物又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条

第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。）を複写した物

二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の

消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為  
により生じた物を複写した物

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のよう  
に改正する。

第一条第三項第三号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する  
行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五

- 51 -

- 52 -

第八条第二号中「罪」の下に「若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性

的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条ま

でに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（第十四条第一項及び第十八条第三項第一

号において「この法律に規定する罪等」という。）を加える。

第十四条第一項中「第八条第二号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第二百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買

春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪」を「この法

律に規定する罪等」に改める。

（教育職員による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正）

第十四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の一部を  
次のように改正する。

年法律第六十七条) 第二条から第六条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)」を加える。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

（刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一条の二第一項第一号ロ及び同法第二百七十七条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十七条の二第一項第一号ロ中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

（刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち刑事訴訟法第二百二十二条の二の次に一条を加える改正規定のうち第二百二十二条の三第三項第一号ロ中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。